



駐留軍用地における 公共用地の先行取得について

県内の駐留軍用地は、1972年（昭和47年）の本土復帰時点から2020年（令和3年）3月時点までに、約1万ヘクタールが返還されました。

既に返還された駐留軍用地のうち都市部では大規模な土地区画整理事業が実施され、大規模商業施設や高層集合住宅などが数多く建設されたほか、公園や学校、モノレール駅等の公共施設が整備される

など、新しい活気あるまちとして発展しています。

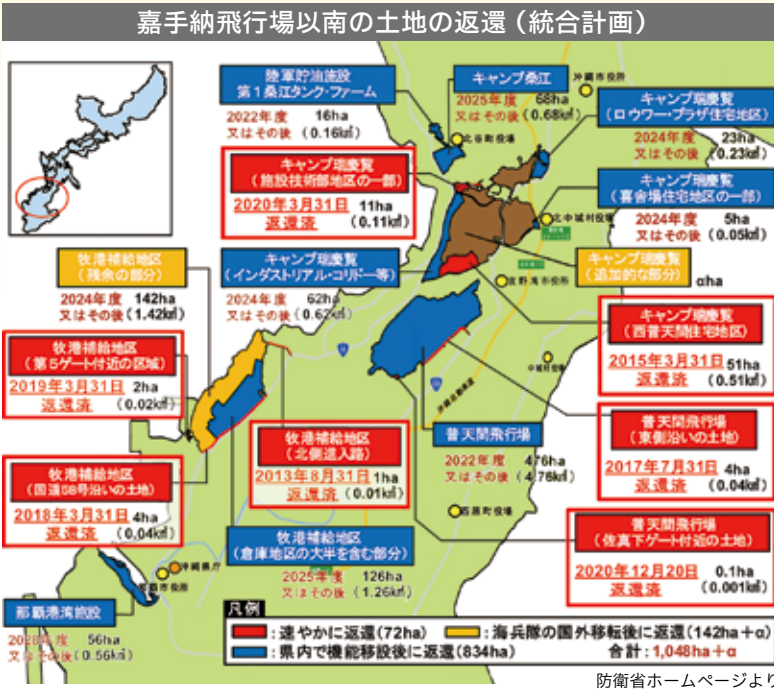
嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域については、日米両政府で返還が合意されており、返還後の有効利用により沖縄全体の今後のさらなる振興・発展につながっていくことが期待されています。

1 跡地利用を推進するためには？

駐留軍用地跡地における計画的な開発整備を進めるためには、返還後できるだけ速やかに道路、学校、公園・緑地等の整備を行うことが重要です。

しかしながら、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域では、民有地が約87%を占めており、公共用地の確保が課題となっております。

そのため、平成24年3月、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」におい



詳しくは沖縄21世紀ビジョンホームページをご覧ください

2 先行取得へのご協力を お願いいたします。

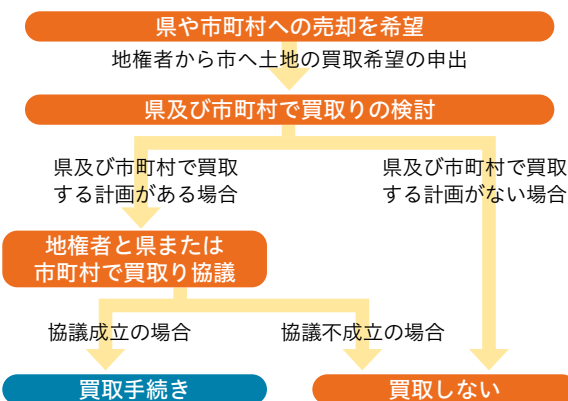
て、返還前から公共用地を先行取得する制度が創設されました。

県及び市町村は、対象となる軍用地（下段）について、公共用地の先行取得を行う事業の見通しを定め、必要な公共用地の取得のために先行取得を進めています。特に普天間飛行場については、今後大規模な公共用地が必要となります。

土地の先行取得について、ご理解の上ご協力いただける方は、事前の申出が重要です。詳しくは、各市町村の窓口へご連絡ください。

なお、県や市町村に売却した場合、課税譲渡所得額から、5000万円を上限とした特別控除が受けられます。

県や市町村に土地売却する場合の「申出」手続きの流れ



※県の買取対象は、普天間飛行場のみです。

問い合わせ

(制度等：県担当)
 県土・跡地利用対策課
 電話 098-866-2040
 FAX 098-866-2559

(土地買取：市町村担当)

特定駐留軍用地名 (区域)
 普天間飛行場
 キャンプ瑞慶覧 (インダストリアル・コリドー地区)
 牧港補給地区
 キャンプ瑞慶覧 (ロウワー・プラザ住宅地区)
 キャンプ瑞慶覧 (ロウワー・プラザ住宅地区)
 キャンプ桑江 (南側地区)

連絡先

宜野湾市 まち未来課
 宜野湾市 基地跡地推進課
 浦添市 跡地未来課
 沖縄市 都市整備室
 北中城村 企画振興課
 北谷町 企画財政課

電話番号

098-893-4401
 098-893-4501
 098-876-1209
 098-939-1212
 098-935-2269
 098-936-1234



6月は土砂災害防止月間です
 土砂災害から身を守る3つのポイントを確認

